

改正

昭和49年 7 月22日 条例第38号

昭和51年 3 月31日 条例第11号

昭和53年 3 月30日 条例第17号

平成 8 年 6 月20日 条例第21号

平成10年 9 月25日 条例第37号

平成12年 3 月28日 条例第41号

平成12年 9 月29日 条例第60号

平成13年 3 月30日 条例第25号

平成17年10月 1 日 条例第36号

平成18年 3 月24日 条例第15号

平成22年 3 月23日 条例第 9 号

平成24年 3 月22日 条例第12号

平成31年 3 月20日 条例第 1 号

令和 2 年 3 月18日 条例第 2 号

蕨市立公民館設置及び管理等に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第24条及び第30条第 2 項の規定に基づき、蕨市立公民館の設置及び管理等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 蕨市に公民館を設置する。

2 前項の規定に基づき設置される公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 蕨市立中央公民館 蕨市中央 4 丁目21番29号
- (2) 蕨市立西公民館 蕨市錦町 3 丁目 3 番41号
- (3) 蕨市立南公民館 蕨市南町 2 丁目23番19号
- (4) 蕨市立旭町公民館 蕨市中央 1 丁目23番 8 号
- (5) 蕨市立東公民館 蕨市塚越 3 丁目19番13号

(6) 蕨市立下蕨公民館 蕨市中央7丁目41番1号

(7) 蕨市立北町公民館 蕨市北町1丁目27番15号

(管理者)

第3条 公民館は、蕨市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が管理する。

(職員)

第4条 公民館に法第27条第1項に規定する館長、主事、その他必要な職員を置く。

(公民館運営審議会の設置)

第5条 法第29条第1項の規定に基づき、蕨市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議会の組織)

第6条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が第2項の規定に該当しなくなった場合又は特別の事情が生じた場合には、教育委員会は、その任期中であっても、これを解嘱することができる。

(審議会の会長及び副会長)

第7条 審議会に会長及び副会長をそれぞれ1人置き、委員が互選する。

2 会長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(使用の許可)

第8条 公民館を使用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用の制限)

第9条 教育委員会は、管理上必要があると認めるときは、前条の許可について使用の制限その他必要な条件をつけることができる。

2 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用を許可してはならない。

(1) 法第20条の規定による公民館の目的に反するおそれがあるとき。

(2) 建物又は附属設備等を破損するおそれがあるとき。

(3) 管理上支障があるとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、教育委員会において不相当と認めるとき。

(使用の停止又は取消)

第10条 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会は、使用の条件を新たに付し、若しくはこれを変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例その他これに基づく規則又は指示に違反したとき。

(2) 使用の許可の条件に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会において必要があると認めるとき。

(使用料)

第11条 使用者は、別表第1に定める使用料を前納しなければならない。

2 前項の使用料は、市長が公益上必要と認めるときは、これを減免することができる。

3 第1項に定めるもののほか、電気陶芸がまの使用料については、別に教育委員会が定める。

(使用料の返還)

第12条 既納の使用料は、返還しない。ただし、次の場合においては、その全部又は一部を返還することができる。

(1) 使用者の責任によらない理由により使用することができなくなったとき。

(2) 使用前に使用の許可の取消又は記載事項の変更の申出をなし、教育委員会が相当の理由があると認めたとき。

(3) 第10条第3号の規定により使用を停止し、又は使用の許可を取り消したとき。

(使用目的の変更等の禁止)

第13条 使用者は、許可を受けないで使用目的を変更し、又は使用の権利を他人に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(特別の設備等)

第14条 使用者は、公民館に特別の設備をし、又は変更を加えようとするときは、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。

(使用後の整備)

第15条 使用者は、使用を停止されたとき若しくは使用の許可を取り消されたとき又は使用が終わったときは、直ちに使用場所を原状に復して係員に引き継がなければならない。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、教育委員会がこれを執行し、その費用を使用者から徴収することができる。

(損害賠償)

第16条 使用により建物、附属設備等を破損し、又は滅失したときは、使用者は、教育委員会の裁定する損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは減免することができる。

(指定管理者による管理)

第17条 教育委員会は、公民館の設置目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、公民館の管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- (1) 法第20条に規定する目的を達成するために必要な業務
- (2) 公民館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が別に定める業務

2 教育委員会は、公民館の管理を指定管理者に行わせる場合は、教育委員会が別に定める休館日や使用時間の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、公民館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は利用時間を変更することができる。

(指定管理者の指定の手続)

第18条 教育委員会は、指定管理者に公民館の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して指定管理者の指定を受けようとするものを公募するものとする。ただし、公民館の適正な運営を確保するため必要と認められるときその他教育委員会が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 施設の概要
- (2) 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲
- (3) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 申請者の資格
- (6) 申請受付期間
- (7) 選定の基準
- (8) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が指定する事項

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に次に掲げる書類を添えて教育委員会に申

請しなければならない。

- (1) 定款及び登記簿の謄本又はこれらに準ずる書類
- (2) 管理を行う事業計画書
- (3) 管理に係る収支計画書
- (4) 当該団体の経営状況を説明する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める書類

3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により審査し、最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者の候補者として選定するものとする。

- (1) 利用者に対して公民館の平等な利用を確保することができること。
- (2) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に公民館の運営を行うことができること。
- (3) 公民館の設置の目的を達成し、効率的な運営を行うことができること。
- (4) 前条第1項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を安定して行う経営基盤を有していること。
- (5) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

4 教育委員会は、第1項ただし書の規定により指定管理者の候補者を選定するときは、前2項の規定にかかわらず、第2項各号の書類の提出を求め、前項各号に照らし総合的に判断を行うものとする。

5 教育委員会は、前2項の規定により選定した指定管理者の候補者について、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該候補者を指定管理者に指定するものとする。

(管理の基準等)

第19条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

- (1) 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正に公民館の運営を行うこと。
- (2) 公民館の施設の維持管理を適切に行うこと。
- (3) 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- (1) 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- (2) 指定管理業務の実施に関し必要な事項
- (3) 指定管理業務の事業報告に関する事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、公民館の管理の適正を期するため必要な事項

(指定の取消し等)

第20条 教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

(1) 指定管理業務又はその経理に関する教育委員会の指示に従わないとき。

(2) 第18条第3項各号に掲げる基準を満たさなくなつたと認められるとき。

(3) 前条第1項各号に掲げる基準を遵守しないとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でないと認められるとき。

2 教育委員会は、指定管理者が前項の規定により処分を受け、これによって損失を受けることがあつても、その補償の責を負わない。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第21条 指定管理者は、公民館の施設の改修、増設その他の教育委員会が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を得なければならない。

2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第1項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、その管理しなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第22条 教育委員会は、指定管理者に公民館の管理を行わせようとするときは、第11条の規定にかかわらず、地方自治法第244条の2第8項の規定により、指定管理者に公民館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表第1に定める範囲内で定めるものとする。この場合において、指定管理者は、それぞれの利用料金について、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(利用料金の納付)

第23条 利用者は、前条第2項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の減免)

第24条 指定管理者は、公益上必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て利用料金

を減免することができる。

(指定管理者による管理が行われる場合の技術的読替え)

第25条 第17条の規定により公民館の管理を指定管理者に行わせる場合におけるこの条例の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、別表第2のとおりとする。

(委任)

第26条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(蕨市公民館設置及び管理条例等の廃止)

2 蕨市公民館設置及び管理条例（昭和39年蕨市条例第42号）及び蕨市公民館運営審議会条例（昭和39年蕨市条例第32号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際、現に公民館運営審議会の委員に委嘱されている者は、この条例により、昭和47年1月12日に、当該委員に委嘱されたものとみなす。

4 この条例の施行前に、公民館の使用の許可を受けた者及びこれに基づく使用料は、なお従前の例による。

附 則（昭和49年7月22日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月31日条例第11号）

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月30日条例第17号）

この条例は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（平成8年6月20日条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項及び第2項の改正規定並びに別表の改正規定（「別表」を「別表（第11条関係）」に改める部分を除く。）は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（平成8年9月教委規則第13号で、同8年10月1日から施行）

附 則（平成10年9月25日条例第37号）

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において、各規定につき規則で定める。（第2条第2項、第5条第1項、別表及び附則第2項の改正規定は、平成10年10月教委規則第6号で、同10年11月1日から施行）

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前までの使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（蕨市コミュニティ・センターに関する条例の一部改正）

- 3 蕨市コミュニティ・センターに関する条例（昭和49年蕨市条例第31号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成12年3月28日条例第41号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年9月29日条例第60号）

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第25号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成17年10月1日条例第36号）

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月24日条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年6月15日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日の前日において従前の公民館運営審議会の会長、副会長及び委員である者の任期は、当該会長、副会長及び委員の任期にかかわらず、その日に満了する。

附 則（平成22年3月23日条例第9号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第2項第4号及び別表旭町公民館の項の改正規定は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（平成22年8月教委規則第5号で、同22年10月1日から施行）

（経過措置）

2 改正後の蕨市立公民館設置及び管理等に関する条例（以下「新条例」という。）第17条第1項に規定する教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に公民館の管理を行わせるときは、施行日前になされた改正前の蕨市立公民館設置及び管理等に関する条例の規定により教育委員会がした処分その他の行為又は教育委員会に対してされた申請その他の行為は、新条例の相当規定に基づいて指定管理者がした処分その他の行為又は指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成24年3月22日条例第12号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月20日条例第1号抄）

改正

令和2年3月18日条例第2号

（施行期日）

1 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置の原則）

2 次項から第12項までに定めるもののほか、次の表の左欄に掲げる規定は、それぞれ、施行日以後の同表の右欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等について適用し、施行日前の同欄に掲げる行為に係る使用料、利用料金、手数料等については、なお従前の例による。

第1条の規定による改正後の蕨市民会館設置及び管理条例別表第1の規定	使用の許可
第2条の規定による改正後の蕨市行政財産の使用料に関する条例別表の規定	使用の許可
第3条の規定による改正後の蕨市手数料条例別表50の項、56の項及び60の項の規定	認定
第4条の規定による改正後の蕨市自転車等放置防止条例別表の規定	撤去
第5条の規定による改正後の蕨市自転車等駐車場条例別表の規定	許可及び登録
第6条の規定による改正後の蕨市廃棄物の処理及び清掃に関する条例別表第1の規定	処理
第7条の規定による改正後の蕨市立勤労青少年ホーム設置及び管理条例別表の規定	利用の許可

第8条の規定による改正後の蕨市総合社会福祉センター設置及び管理条例別表第1の規定	利用の許可
第9条の規定による改正後の蕨市霊園設置及び管理条例第12条第1項の規定	使用の許可
第10条の規定による改正後の蕨市都市公園条例別表第2及び別表第3の規定	使用の許可
第11条の規定による改正後の蕨市道路占用料条例第5条第3号の規定	申請
第13条の規定による改正後の蕨市公立学校使用料徴収条例別表の規定	使用の許可
第14条の規定による改正後の蕨市民体育館設置及び管理条例別表第1の規定	利用の許可
第15条の規定による改正後の蕨市スポーツ広場設置及び管理条例別表の規定	使用の許可
第16条の規定による改正後の蕨市立信濃わらび山荘設置及び管理条例別表の規定	利用の許可
第17条の規定による改正後の蕨市立文化ホールくるる設置及び管理条例別表第1の規定	使用の許可
第18条の規定による改正後の蕨市立公民館設置及び管理等に関する条例別表第1の規定	使用の許可
第19条の規定による改正後の蕨市水道事業給水条例第6条の2第1項及び第2項の規定	申込み

附 則（令和2年3月18日条例第2号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。（後略）

別表第1（第11条、第22条関係）

公民館 室名	使用時間	午前9時から	午後1時から	午後6時から	午前9時から	午後1時から	午前9時から
		正午まで	午後5時まで	午後10時まで	午後5時まで	午後10時まで	午後10時まで
中央公民館 集会室		510円	620円	1,030円	1,030円	1,560円	2,080円

館	講座室	250円	360円	510円	510円	780円	1,030円
	会議室	150円	200円	250円	250円	410円	510円
	パソコンルーム	150円	200円	250円	250円	410円	510円
	実習室	200円	300円	410円	410円	620円	830円
西公民館	集会室	510円	620円	1,030円	1,030円	1,560円	2,080円
	和室(1)	360円	510円	670円	670円	1,030円	1,350円
	和室(2)	200円	300円	410円	410円	620円	830円
	講座室	200円	300円	410円	410円	620円	830円
	小会議室	150円	200円	250円	250円	410円	510円
	陶芸室	150円	200円	250円	250円	410円	510円
南公民館	集会室	510円	620円	1,030円	1,030円	1,560円	2,080円
	会議室	150円	200円	250円	250円	410円	510円
	和室(1)	150円	200円	250円	250円	410円	510円
	和室(2)	200円	300円	410円	410円	620円	830円
旭町公民館	集会室	300円	410円	620円	620円	930円	1,250円
	小会議室	150円	200円	250円	250円	410円	510円
	和室	200円	300円	410円	410円	620円	830円
東公民館	集会室	730円	930円	1,460円	1,460円	2,200円	2,930円
	小会議室	150円	200円	250円	250円	410円	510円
	和室(1)	150円	200円	250円	250円	410円	510円
	和室(2)	200円	300円	410円	410円	620円	830円
下蔵公民館	会議室	250円	360円	510円	510円	780円	1,030円
	和室(1)	150円	200円	250円	250円	410円	510円
	和室(2)	200円	300円	410円	410円	620円	830円
	音楽室	150円	200円	250円	250円	410円	510円
	集会室	510円	620円	1,030円	1,030円	1,560円	2,080円
北町公民館	集会室(1)	200円	300円	510円	510円	620円	930円
	集会室(2)	200円	300円	510円	510円	620円	930円
	和室(1)	300円	410円	730円	730円	1,030円	1,560円

	和室(2)	300円	410円	730円	730円	1,030円	1,560円
--	-------	------	------	------	------	--------	--------

別表第2（第25条関係）

読み替える条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条の見出し	使用	利用
第8条	使用	利用
	教育委員会	指定管理者
第9条の見出し	使用	利用
第9条	教育委員会	指定管理者
	使用	利用
第10条の見出し	使用	利用
第10条	使用の	利用の
	使用者	利用者
	教育委員会	指定管理者
	使用を	利用を
第12条の見出し	使用料	利用料
第12条	使用料	利用料
	使用者	利用者
	により使用	により利用
	使用の	利用の
第13条の見出し	使用目的	利用目的
第13条	使用者	利用者
	使用目的	利用目的
	使用の	利用の
第14条	使用者	利用者
	教育委員会	指定管理者
第15条の見出し	使用後	利用後
第15条第1項	使用者	利用者
	使用を	利用を
	使用の	利用の

	使用場所	利用場所
第15条第2項	使用者	利用者
	教育委員会	指定管理者
第16条	使用により	利用により
	使用者	利用者
別表第1	使用時間	利用時間